明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三八五）　二
○独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令（三八六）　七
〔府　令〕
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六六）　八
〔省　令〕
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（総務八〇）　九
○研修員の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務一三）　二
〔告　示〕
○事業主行動計画策定指針の一部を改正する件（内閣官房・内閣府・総務・厚生労働二）　一四
○豪雪地帯対策基本計画の全部を変更した件（総務・農林水産・国土交通七）　三三
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務四二三）　三〇
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働三六六）　三九
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇二二年七～九月期）（内閣府）　四一
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四三
裁判所
破産、免責、再生関係　四四
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、日本弁護士連合会懲戒処分関係　八三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　八三
会社その他
会社決算公告　八四

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三八五号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額及び住居手当に係る控除額を改定することとした。（附則第三項及び第四項並びに附則別表関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとし、改正後の附則第三項及び第四項並びに附則別表の規定については、令和四年四月一日から適用することとした。

◇独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令（政令第三八六号）（農林水産省）

1　保険料を前納した農業者年金の被保険者が、前納に係る期間の経過前に被保険者の資格を喪失した場合（以下「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ、還付発生の場合には前納保険料の還付を受けることを希望する旨の申出をしていたときは、当該者が独立行政法人農業者年金基金法施行令第三一条第一項の前納保険料の還付の請求をしたものとみなして、同項の規定を適用するものとし、当該申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができるものとすることとした。（第三一条第三項及び第四項関係）

2　この政令は、令和六年一月一日から施行することとした。